

議案第43号 説明資料

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の概要

「法」 地方税法（昭和25年法律第226号）
 「法施行令」 地方税法施行令（昭和25年政令第245号）
 「条例」 幕別町国民健康保険税条例（昭和28年条例第19号）

改正項目	関係条項	改正内容				摘要
1 国民健康保険税後期高齢者支援金等課税額の課税限度額	法第703条の4 第19項 法施行令第56条の88 の2 第2項 条例第2条第3項	(現行)	(改正案)			
		(1) 基礎課税額の課税限度額 65万円 (2) 後期高齢者支援金等課税額の課税限度額 <u>22万円</u> (3) 介護納付金課税額の課税限度額 17万円 合計 <u>104万円</u>	→ 65万円 (変更なし) → <u>24万円</u> → 17万円 (変更なし) → <u>106万円</u>			
2 国民健康保険税の軽減判定所得基準	法第703条の5 法施行令第56条の89 第1項及び第2項 条例第26条第1項第2号及び第3号	(現 行)	(改正案)	変更なし		※特定同一世帯所属者 国民健康保険から後期高齢者医療へ移行したことにより、国民健康保険の被保険者の資格を喪失した者で、当該資格を喪失した日の前日以後継続して同一の世帯に属するものをいう。
		(1) 7割軽減 世帯の合計所得 43万円+10万円×(給与所得者等の数-1)				
		(2) 5割軽減 世帯の合計所得 43万円+ (29万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※))+10万円×(給与所得者等の数-1)				
		(3) 2割軽減 世帯の合計所得 43万円+ (53.5万円×(被保険者数+特定同一世帯所属者数※))+10万円×(給与所得者等の数-1)				

幕別町国民健康保険税条例の一部を改正する条例 新旧対照表

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略 (課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>	<p>○幕別町国民健康保険税条例 (昭和28年4月18日 条例第19号)</p> <p>第1条 略 (課税額) 第2条 前条の者に対して課する国民健康保険税の課税額は、世帯主及びその世帯に属する国民健康保険の被保険者につき算定した次に掲げる額の合算額とする。 (1) 基礎課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険に関する特別会計において負担する国民健康保険事業に要する費用 (国民健康保険法 (昭和33年法律第192号) の規定による国民健康保険事業費納付金 (以下この条において「国民健康保険事業費納付金」という。) の納付に要する費用のうち、道の国民健康保険に関する特別会計において負担する高齢者の医療の確保に関する法律 (昭和57年法律第80号) の規定による後期高齢者支援金等 (以下この条において「後期高齢者支援金等」という。) 及び介護保険法 (平成9年法律第123号) の規定による納付金 (以下この条において「介護納付金」という。) の納付に要する費用に充てる部分を除く。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (2) 後期高齢者支援金等課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する後期高齢者支援金等の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。) (3) 介護納付金課税被保険者 (国民健康保険の被保険者のうち、介護保険法第9条第2号に規定する第2号被保険者であるものをいう。以下同じ。) につき算定した介護納付金課税額 (国民健康保険税のうち、国民健康保険事業費納付金の納付に要する費用 (道の国民健康保険に関する特別会計において負担する介護納付金の納付に要する費用に充てる部分に限る。) に充てるための国民健康保険税の課税額をいう。以下同じ。)</p> <p style="text-align: center;">2 略</p>

現 行 条 例	改 正 条 例
3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>22万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>22万円</u> とする。	3 第1項第2号の後期高齢者支援金等課税額は、世帯主（前条第2項の世帯主を除く。）及びその世帯に属する被保険者につき算定した所得割額並びに被保険者均等割額及び世帯別平等割額の合算額とする。ただし、当該合算額が <u>24万円</u> を超える場合においては、後期高齢者支援金等課税額は、 <u>24万円</u> とする。
4 略	4 略
第3条～第25条 略	第3条～第25条 略
(国民健康保険税の減額)	(国民健康保険税の減額)
第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>22万円</u> を超える場合には、 <u>22万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。	第26条 次の各号のいずれかに掲げる国民健康保険税の納税義務者に対して課する国民健康保険税の額は、第2条第2項本文の基礎課税額からア及びイに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が65万円を超える場合には、65万円）、同条第3項本文の後期高齢者支援金等課税額からウ及びエに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が <u>24万円</u> を超える場合には、 <u>24万円</u> ）並びに同条第4項本文の介護納付金課税額からオ及びカに掲げる額を減額して得た額（当該減額して得た額が17万円を超える場合には、17万円）の合算額とする。
(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者	(1) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法（昭和40年法律第33号）第28条第1項に規定する給与所得について同条第3項に規定する給与所得控除額の控除を受けた者（同条第1項に規定する給与等の収入金額が55万円を超える者に限る。）をいう。以下この号において同じ。）の数及び公的年金等に係る所得を有する者（前年中に法第703条の5第1項に規定する総所得金額に係る所得税法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得について同条第4項に規定する公的年金等控除額の控除を受けた者（年齢65歳未満の者にあっては当該公的年金等の収入金額が60万円を超える者に限り、年齢65歳以上の者にあっては当該公的年金等の収入金額が110万円を超える者に限る。）をいい、給与所得を有する者を除く。）の数の合計数（以下この条において「給与所得者等の数」という。）が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）を超えない世帯に係る納税義務者

現 行 条 例	改 正 条 例
<p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>	<p>ア～カ 略</p> <p>(2) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>29万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>53万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>	<p>ア～カ 略</p> <p>(3) 法第703条の5第1項に規定する総所得金額及び山林所得金額の合算額が、43万円（納税義務者並びにその世帯に属する国民健康保険の被保険者及び特定同一世帯所属者のうち給与所得者等の数が2以上の場合にあっては、43万円に当該給与所得者等の数から1を減じた数に10万円を乗じて得た金額を加算した金額）に被保険者及び特定同一世帯所属者1人につき<u>54万5千円</u>を加算した金額を超えない世帯に係る納税義務者（前2号に該当する者を除く。）</p>
<p>ア～カ 略</p> <p>2及び3 略</p>	<p>ア～カ 略</p> <p>2及び3 略</p>
<p>第26条の2～第30条 略</p>	<p>第26条の2～第30条 略</p>